

平成29年度事業報告書

伊勢三河湾水先区水先人会

平成29年度事業報告書

伊勢三河湾水先区水先会は、伊勢湾、三河湾、知多湾及び伊勢湾口周迎接続海域における水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、日本水先人会連合会（以下「連合会」という。）からの各種の指導及び各種情報の連絡等を受け、また、関連する規則・規程等の制定及び改訂を行い、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員に対する指導、連絡及び監督を実施するとともに、海洋環境の保全に努め、地域経済の発展に貢献するため、次の事業を行った。

1. 会員の品位保持のための事業

会員が水先人として品位を保持するためには、水先業務運営の効率化、適正化並びに船舶交通の安全確保と運航能率の増進を継続して推進することにより、より強い責任感をもって水先業務における高い信頼性の構築を図っていくことが重要である。そのため、次の事業を実施した。

(1) 新たに入会した会員に対する新人実務研修

- ・ 5月（二級水先人1名）
- ・ 8月（三級水先人1名）
- ・ 2月（一級水先人5名）

(2) 連合会開催の定期的な研修事業への参画

- ・ 5月～12月開催 水先免許更新講習 27名
- ・ 4月6日、7日開催 一級水先人新人研修 3名
- ・ 10月4日、5日開催 二級水先人新人研修 1名
- ・ 10月4日、5日開催 三級水先人新人研修 1名

(3) 会員に対する船舶の航行安全、海難防止及び乗下船の安全確保並びに運航技術の向上に関する継続した対策等の必要な指示又は指導、監督及び安全管理

- ① AIS記録装置による運航再現情報の活用及び海難原因の分析とその再発防止対策の周知
- ② 定期的な安全研修及び訓練（7月、8月）
- ③ 水先業務検証制度の導入とその適正な運用
平成29年度の検証員による検証実績は13回実施された。内1回は、検証員からの報告内容に基づき再検証を実施した。
- ④ 港湾関係者、海技関係者等との定期的な会議及び意見交換会の開催（タンカーバースに関する安全対策会議、海上交通センターとの意見交換会及び船社代理店、曳船、警戒船との意見交換会）
- ⑤ 安全運航強調月間（9月）における安全キャンペーン等の活動
- ⑥ 乗下船時の安全対策
 - ・ 乗下船安全キャンペーン（7月）
 - ・ 荒天時に伴う湾内乗下船（9回）、水先業務全面中止（4回）

- ・特に海象・気象が厳しい湾口水先艇乗組員と水先人との定期的意見交換会（4回）
- ⑦ 海象・気象（ウェザーニューズ社のバースマネージャー、リアルタイムナウファース等）情報提供体制の強化とその活用
- ⑧ その他前各号に準ずる事項

2. 合同事務所における水先業務の適正かつ円滑な遂行のための事業

水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するためには、合同事務所の運営を継続して改善することが重要である。そのため次の事業を実施するとともに、必要に応じ、会員に対する改善の指示、指導又は勧告を行った。

（1）ユーザーの要望への対応

- ① 業務運営協議会の定期的開催（6月開催）
- ② ユーザー意見の収集とユーザー対応委員会の開催
- ③ ユーザーの意見・苦情等に対応するための「水先業務記録」の作成とその活用
- ④ 指名制度の円滑な運用（指名応招隻数 計5, 715隻）
- ⑤ その他前各号に準ずる事項

（2）水先業務体制の整備等

- ① E-mail、FAX、電話による、又は窓口における水先の受付のほか、インターネットによる受付を含む水先業務の管理システム（PICOM）の運用と24時間体制下における効率的かつ適正な水先受付対応業務
- ② 水先業務用VHF無線海岸局の管理運営
- ③ 船舶からの国際VHF無線電話及び船社代理店からの一般電話等による確実な水先の受付と予定時刻における水先人の手配
- ④ Shipfinderによる船舶動静情報の収集と活用
- ⑤ 水先業務経験年数等に応じた業務制限の合理的運用
- ⑥ 所要施設等の適正な確保と維持
- ⑦ 組織の適正な運営（総会3回、理事会33回及び各常設委員会の定期的な開催及び会員・事務局職員の定期的な会議等）
- ⑧ 適正な事務局運営体制の確保と維持
- ⑨ E-mail及びグループウェアを利用しての会員に対する各種情報の提供
- ⑩ 定期的健康診断による会員の健康管理（4～5月の定期健康診断と10月の法定身体検査）
- ⑪ 各種規程・マニュアル等の整備と適正な運用
- ⑫ 要請船舶、代理店等、関係先配付用の安全情報「オレンジブック」及び会員用技術情報「PILOT BOOK」と「パイロット・データブック」の整備と適正な運用
- ⑬ PIC（パイロット・インフォメーション・カード）の整備と適正な運用
- ⑭ その他前各号に準ずる事項

3. 水先人の養成のための事業

一級水先人、二級水先人及び三級水先人の資格毎の新人実務研修を適正に実施するとともに、水先人の業務経験年数等に応じた次の定期的な研修・訓練等の事業を実施した。

(1) 各種研修の実施

- ① 新人実務研修としての陸上研修、実船研修並びにその評価及び審査、研修の修了認定及びその後の定期的な研修（3ヵ月目（12名）、6ヵ月目（10名）、2年目（8名）、3年目（12名）、5年目（6名）、6年目（8名））
 - ② 二級水先人（9名）及び三級水先人（10名）に対して行う乗船経験不足の補充と必要な技術及び知識の習得を目的とした定期的な一般研修
 - ③ 独自のBRM研修の策定とその実施（0回）
- (2) 水先業務経験年数等に応じた業務制限の解除のためのLNG船、VLCG等大型船舶の操船シミュレータ訓練（4名）
 - (3) 連合会開催の定期的な安全研修への受講対応（19名）
 - (4) 会員の再教育訓練（操船シミュレータ装置及びAIS記録装置を用いた再発防止訓練又は連合会が行う水先人の安全研修の受講）（3名）
 - (5) 水先人養成施設（水先教育センター）等の要請に基づく水先修業生の実務修習の実施及び水先教育センターへの講師派遣
 - (6) その他前各号に準ずる事項

4. 関係団体等との連絡調整及び情報の公開に関する事業

水先制度及び業務に関する関係団体等との連絡・調整及びホームページ等による情報の公開に関する次の事業を実施した。

(1) 関係団体等との連絡調整

報告・連絡等の公文（総務関係133件、海務・安全関係37件、教育・養成関連6件）

- ① 関係官公庁との折衝・調整等
前年度の事業報告及び決算報告（5月）、翌年度の事業計画及び収支予算の報告（3月）
 - ② 連合会の運営への参画と連絡・調整
通常総会、常任理事会、理事会、品質管理小委員会、広報委員会、業務運営協議会、水先業務研究委員会、安全管理会議、水先人の人材確保・育成等に関する検討会、年史編纂小委員会、将来ビジョン研究会、事業評価委員会
 - ③ 伊勢湾海難防止協会等、公益外部関係団体との連絡・調整
 - ④ 漁業協同組合等漁業関係者との折衝・調整
 - ⑤ 港湾関係者、船社、船舶代理店、バース管理者等関係先との折衝・調整
 - ⑥ その他前各号に準ずる事項
- #### (2) 情報の公開
- ① 財務諸表等の閲覧による公開

- ② 会則、事業報告・事業計画及び引受事務要領、情報提供窓口等のホームページ上での公開
- ③ 海難に関する記録の公開
- ④ その他要請に基づく情報提供等

5. 監督及び連絡の体制整備に関する事業

調査・検討結果により策定された対応方針を会員に徹底するとともに、合同事務所の設置及び運営並びに会員の行う水先業務の改善について指示、指導、監督及び安全管理を行うため次の事業を実施した。

(1) 委員会等

- ① 事故防止対策委員会の運営（2件）
- ② 綱紀委員会の運営（審査事案なし）
- ③ 総務委員会（6回開催）、海務委員会（6回開催）及び教育・養成委員会（15回開催）の運営
- ④ 各種小委員会の運営（定期的に開催）

6. その他

- (1) 中小水先区の水先人派遣要請に対応し、水先人を派遣した。（派遣は、従来同様の酒田（滞在型派遣）及び尾鷲（スポット派遣）に加え島原海湾（滞在型派遣）の水先人会）
- (2) 会員に対する ISO の内部監査、外部審査機関による ISO の定期サーベイランス等の業務監査及び顧問税理士による税務監査、契約監査法人による会計監査等を受検することにより上記事業を適正に実施していることを確認した。
- (3) マイナンバー制度の実質的な運用開始に備え、その適正な管理体制を構築した。

以上